

卷末資料

介護保険制度の主な改正内容

平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療・介護総合推進法）」の成立により、介護保険法が改正されました。

この改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が大きな柱となっています。主な内容については以下のとおりです。

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域支援事業が充実されました。

◆サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、次の事業が地域支援事業として位置づけられました。

在宅医療・介護連携の推進

医師会等との連携による情報の共有化、地域の医療・福祉資源の把握及び活用等
認知症施策の推進

認知症ケアパスの作成・普及等により、認知症の早期・事前的な対応

地域ケア会議の推進

他職種の協働の場である地域ケア会議の定着・普及

生活支援サービスの充実・強化

生活支援コーディネーターの配置等による、住民等多様な主体による生活支援サービスの提供

◆重点化・効率化

- 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を区市町村が取り組む地域支援事業に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、住民ボランティア等による多様なサービスの提供が可能になります。

※平成29年度までに段階的に移行することとされていますが、板橋区では平成28年4月の移行を予定しています。

※移行後もこれまでと同様、介護保険制度内でのサービス提供になります。

- 特別養護老人ホームの新規入所者が、原則、要介護3以上に重点化されます。（既入所者は除く）

※要介護1・2の方でも、一定の場合には入所可能です。

※平成27年4月からの施行になります。

費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充する一方、保険料上昇をできる限り抑えるため、職や資産のある人の利用者負担の見直しがされました。

○公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。

※平成27年4月から、年金収入80万円以下の方の軽減率50%を55%に拡大します。

○一定以上所得のある利用者の自己負担額が1割から2割へ引き上げられます。

※平成27年8月からの施行になります。

○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などが追加されます。

※平成27年8月からの施行になります。

その他

○有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象となります。

※平成27年4月からの施行になります。

○居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から区市町村へ委譲されます。

※平成30年4月からの施行になります。

○小規模の通所介護事業所が、区市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行します。

※平成28年4月からの施行になります。

板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱

板橋区介護保険事業計画委員会設置要綱

平成 14 年 12 月 27 日 区長決定

(設置)

第 1 条 板橋区の介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図るため、板橋区介護保険事業計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること。
- (2) 介護保険事業全般の評価及び課題の検討に関すること。
- (3) 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- (4) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (5) その他介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者 16 名以内とし、区長が委嘱または任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 介護保険事業者
- (5) 被保険者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の議を経たときは非公開とすることができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、委員会の下に専門的かつ具体的な検討または調査分析を行うために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要に応じて開催することとし、区関係職員で構成する。

3 委員長は、前項の規定にかかわらず、専門的かつ具体的な検討または調査分析を行うために必要な者を専門部会の委員とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

板橋区介護保険事業計画委員会等開催経緯

●板橋区介護保険事業計画委員会／開催経緯

	開催日	主な議題
第1回	平成24年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営及び委員長、副委員長の選任について ・第5期介護保険事業計画の概要について ・地域密着型サービスの基準について ・平成23年度介護保険事業の概要について ・第6期介護保険事業計画委員会の日程について
第2回	平成25年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区地域密着型サービス基準条例の制定について ・特別養護老人ホーム待機者の状況について ・第5期介護保険事業計画にもとづく事業者公募結果について ・公有地を活用した施設等の整備について ・介護保険サービス利用意向実態調査結果について
第3回	平成26年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度改正案の主な内容について ・日常生活圏域ニーズ調査について ・平成24年度介護保険事業の概要について
第4回	平成26年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画の策定（第5期介護保険事業計画の検証）について ・第6期介護保険事業計画作成検討部会の設置について ・第6期介護保険事業計画策定に係る介護保険ニーズ調査の調査結果報告書について ・地域包括支援センター（おとしより相談センター）拡充・機能強化基本方針について ・通所介護事業所における宿泊サービス提供の実態について
第5回	平成26年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画の策定スケジュールについて ・各検討部会の開催状況について ・NPO法人等の活動内容に関するアンケート調査の実施結果について ・第6期介護保険事業計画の策定について ・第6期介護保険事業計画策定にあたっての基本指針等について

第6回	平成26年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等の活動内容に関するアンケートの再調査後の実施結果について ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」意見募集の概要について ・各検討部会の開催状況について ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」（案）について
第7回	平成26年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」地域説明会及びパブリックコメントの実施結果について ・各検討部会の開催状況について ・第6期介護保険事業計画最終案について
第8回	平成27年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画（案）について ・特別養護老人ホーム待機者の状況について ・平成25年度介護保険事業の概要について ・第6期介護保険事業計画地域説明会の開催について

●板橋区介護保険事業計画委員会／委員名簿

	役職	委嘱日	氏名	所属等
1	委員長	平成24年9月12日	和気 康太	明治学院大学教授
2	副委員長	平成24年9月12日	菱沼 幹男	日本社会事業大学准教授
3	委員	平成24年9月12日	石川 徹	板橋区医師会副会長
4	委員	平成24年9月12日	今泉 純一	板橋区歯科医師会副会長
5	委員	平成24年9月12日	二宮 秀彦	板橋区薬剤師会理事
6	委員	平成24年9月12日	深町 聰子	板橋区民生・児童委員協議会代表
7	委員	平成24年9月12日	岩崎 道博	板橋区社会福祉協議会事務局長
8	委員	平成24年9月12日	坂本 寛	介護保険施設代表
9	委員	平成24年9月12日	高橋 勉	ケアマネット板橋代表
10	委員	平成24年9月12日	田畑 文子	地域包括支援センター代表
11	委員	平成24年9月12日	山口 邦代	板橋区町会連合会副会長
12	委員	平成24年9月12日	黒山 壽春	板橋区老人クラブ連合会会長
		平成26年1月22日	中村 俊雄	板橋区老人クラブ連合会会長
		平成26年8月8日	内田 充	板橋区老人クラブ連合会会長
13	委員	平成24年9月12日	早坂 憩子	公募委員
14	委員	平成24年9月12日	桂 政彦	公募委員

●地域包括ケアシステム検討部会／開催経緯

	開催日	主な議題
第1回	平成26年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画の策定スケジュールについて ・NPO法人等の活動内容に関するアンケート調査について ・第5期介護保険事業計画の検証について ・地域包括ケアシステムの構築に向けて
第2回	平成26年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい総合事業への取り組み方針（案）について ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」（案）について
第3回	平成26年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」（案）について ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」意見募集の概要について ・NPO法人等の活動内容に関するアンケート調査実施結果について
第4回	平成26年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」地域説明会及びパブリックコメントの実施結果について ・地域包括ケアシステムの確立に向けた具体的取り組みについて

●地域包括ケアシステム検討部会／委員名簿

	役職	任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成26年6月26日	和気 康太	明治学院大学教授
2	委員	平成26年6月26日	田口 晋	社会福祉協議会総務課長
3	委員	平成26年6月26日	和田久美子	前野地域包括支援センター長
4	委員	平成26年6月26日	今野 一江	健康推進課健康サービス係長
5	委員	平成26年6月26日	五味 憲彦	おとしより保健福祉センター地域ケア推進係長
6	委員	平成26年6月26日	中山 初代	おとしより保健福祉センター介護普及係副係長
7	委員	平成26年6月26日	新井 恵子	おとしより保健福祉センター認知症・介護予防係長
8	委員	平成26年6月26日	土屋 三紀	志村健康福祉センター保健指導係長
9	委員	平成26年6月26日	鴨志田修二	生きがい推進課管理係長

●介護基盤整備検討部会／開催経緯

	開催日	主な議題
第1回	平成26年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期板橋区介護保険事業計画の策定スケジュールについて ・特別養護老人ホームの入所待機者に関する調査の実施結果について ・特別養護老人ホームの整備方針について ・地域密着型サービスの整備方針について ・都市型軽費老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の現状について
第2回	平成26年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」(案)について
第3回	平成26年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ地域説明会及びパブリックコメントの結果について ・第6期介護保険事業計画における介護サービス基盤の適切な整備と安定居住の確保について

●介護基盤整備検討部会委員名簿

	役職	任命日	氏名	所属等
1	部会長	平成26年7月23日	菱沼 幹男	日本社会事業大学准教授
2	委員	平成26年7月23日	藤井 賢治	健康推進課計画調整係長
3	委員	平成26年7月23日	鴨志田修二	生きがい推進課管理係長
4	委員	平成26年7月23日	五味 憲彦	おとしより保健福祉センター 地域ケア推進係長
5	委員	平成26年7月23日	有馬 綾乃	おとしより保健福祉センター 板橋高齢者相談係長
6	委員	平成26年7月23日	野島 浩司	板橋福祉事務所援護係長
7	委員	平成26年7月23日	岡見 和代	住宅政策課住宅政策担当係長

介護保険サービスの種類と内容

●居宅サービス

訪問介護	訪問介護員が家庭を訪問し、排せつや入浴など日常生活をできるだけ自分で行えるように専門的介護を行います。
訪問入浴介護	家庭の浴室で入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車が訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護	主治医の判断に基づき、看護師などが家庭を訪問し、病状の観察や床ずれのケアを行います。
訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身機能の維持回復、排せつや入浴などの日常生活をできるだけ自分で行えるようにリハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の健康管理や薬剤管理などの指導・助言を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどに通い、入浴や食事、機能回復のための訓練・レクリエーションなどを行います。
通所リハビリテーション	老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復、排せつや入浴など日常生活をできるだけ自分で行えるよう理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護	老人保健施設などに短期間入所し、看護や医学的管理下における療養上のお世話や日常生活上の介護、機能訓練などを行います。
特定施設入居者生活介護	介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームなどで日常生活をできるだけ自分で行えるように、介護や機能訓練などを行います。
福祉用具貸与	車いすや特殊寝台など日常生活をできるだけ自分で行えるように、福祉用具を貸与します。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具購入における補助を行います。
住宅改修	家庭での手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修の補助を行います。

●地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回・通報により訪問介護員が居宅を訪問して、日常生活のお世話、緊急対応をします。
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、入浴、食事の提供など日常生活のお世話、機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊サービスを組み合わせて提供します。
認知症対応型共同生活介護	認知症の方が、スタッフの介護を受けながら共同生活する施設です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 30 人未満の小規模な有料老人ホームの入居者に日常生活の支援や機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設の入所者に施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認、機能訓練などを行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (従来の複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に介護と看護を行います。

●施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所します。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所します。
介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院します。

●居宅介護支援・介護予防支援

居宅の要介護（要支援）認定者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービスまたは介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望などを勘案し、利用するサービスの種類、内容を定めた計画（ケアプラン）を作成します。

用語解説（五十音順）

【あ行】

○ICT（57 ページ）

コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

○あんしん協力店（33 ページ）

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、事業所向け認知症サポーター養成講座を受講し、区に登録した事業所。

○板橋区基本計画いたばし未来創造プラン「No.1 プラン 2015」（3 ページ）

区長マニフェストに掲げる「3 つのナンバーワン」と「10 のいたばし力 UP」の実現に向け、板橋区基本計画（平成 18 年度～27 年度）を締めくくる 3 か年の実施計画。

○板橋セーフティ・ネットワーク（30 ページ）

区内を中心に業務を行っている事業者の方々が、本来の業務に防犯の観点を加えることにより、犯罪の抑止効果と犯罪の早期解決を図っていくことを目的として実施している防犯 PR 活動等の事業。

○板橋区地域保健福祉計画（3 ページ）

“生涯を通じ、安心して住み続けられる保健と福祉のまちづくり”を目指して策定した「板橋区基本計画」の個別計画であり、平成 18 年度から 27 年度までの地域保健福祉の総合的な推進を図る計画。

【か行】

○介護給付費準備基金（92 ページ）

納付のあった保険料のうち、必要な経費へ充てた残余分を積み立て、翌年度以降の経費に充てるため、区に設置している基金。

○介護報酬（39 ページ）

介護保険制度において、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬。

○キャラバンメイト（33 ページ）

キャラバンメイト養成研修を修了し、認知症サポーター養成講座の運営や講師を担う方。

○コーホート変化率（法）（76 ページ）

各コーホート（同一年代に生まれたグループ）の人口について、過去の動勢をふまえ今後どのように推移（増減）するかを変化率として見る方法。

特殊な人口変動（例：ニュータウン開発や鉄道新設による大規模な人口流入など）が過去及び近い将来に予想されない場合に用いる。

【さ行】

○GPS（21 ページ）

人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。

○市民後見人（72 ページ）

一般区民による成年後見人。認知症や障がいで判断能力が十分でない方で親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う方。

○生活支援コーディネーター（61 ページ）

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う方。

○生活リズムセンサー（22 ページ）

居室の壁などに設置して、一定の時間が経っても居住者の動きが確認できない場合に、相談受信センターに自動的に異常を通報する措置。

○成年後見制度（21 ページ）

認知症や障がいで判断能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度。

【た行】

○高島平団地高齢者地域包括ケア施策ビジョン（32 ページ）

高島平団地をモデルとして、高齢者日常生活圏域内で 24 時間 365 日を通じて自らのニーズに基づく介護・医療・予防・生活支援・住まい等のサービスを適切に組み合わせて利用できる基盤を構築するための施策ビジョン。

○都市型軽費老人ホーム（65 ページ）

定員は 20 人以下で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難と認められる者が入所する施設。低額な料金で、食事の提供、入浴等、その他の日常生活上必要な便宜を提供する。

【な行】

○認知症アセスメントシート（DASC）（33 ページ）

認知症の方によく見られる「認知機能障害」と「生活機能障害」をリストアップし、導入の A・B 項目と 21 項目の評価項目からなる評価シート。

○認知症カフェ（70 ページ）

認知症高齢者とその介護者家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる場。

○認知症コーディネーター（34 ページ）

認知症の人とその家族にかかわる医療・介護従事者と連携して認知症の疑いのある人を把握・訪問する体制を構築し、状態に応じて適切な医療・介護サービスにつなげる等の取り組みを実施する保健師等の医療関係職。

○認知症サポーター（33 ページ）

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の正しい理解と、温かな見守りや手助けをする地域の応援者。

○認知症疾患医療センター（33 ページ）

認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、東京都が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、医療相談などを行う専門医療機関。

【は行】

○パブリックコメント（4 ページ）

区が命令等を制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く区民から意見や情報を募集するもの。

【ま行】

○もの忘れ相談医（20 ページ）

板橋区医師会が行う研修を受講し、認定された医師。認知症の早期発見のため、患者や家族の相談にのり、必要に応じて専門医を紹介している。

第6期板橋区介護保険事業計画

刊行物番号

26-145

発行：板橋区健康生きがい部介護保険課管理計画係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

電話(03)3579-2357 FAX(03)3579-3402

Eメール：ki-kaikan@city.itabashi.tokyo.jp

再生紙を使用しています